

●環境配慮指針

浜松市環境基本条例第9条第2項第2号に規定する、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、環境と調和のとれた開発を目指すために、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針を示します。

環境配慮の基本的な考え方

1 対象とする環境要素

開発事業を実施する際に考慮すべき環境要素を図表に示します。

図表 対象とする環境要素

環境要素	項目
生活環境	大気環境（大気汚染・悪臭）、水環境（水質・地下水）、土壤環境（土壤汚染）、騒音・振動
生物多様性	動植物（貴重種等）、生態系
快適環境	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史・文化的遺産
地球環境	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用、資源の有効利用

2 環境保全措置

適切な環境配慮を行うためには、開発事業の種類や事業の進捗状況、開発事業地の特性を考慮し、環境配慮の方法^{*}を検討することが重要です。

これらのこと踏まえ、開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合には、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は、次に「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、「代償」することによって環境影響を緩和します。

3 対象とする開発事業

公共事業、民間事業の区別に関わらず、事業の種類ごとに一定規模以上の開発事業^{**}を対象とします。

※具体的な環境配慮事項の考え方、対象とする事業の基準等、環境配慮指針の詳細については「浜松市環境配慮指針手引書（2015（平成27）年3月）」に記します。